

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

明治十三年第二千百九十二号

(発行年 / Year)

1910

明治十三年第二千百九十二号

裁判言渡書

東京府深川邑深川村木町
十四番地平民

原告 山本 喜兵卫

右雇人 秋山 富藏

同府芝西久保巴町三十

七番地平民柏原次郎方内

居平民

被告 柏原 愛太郎

東京裁判所ノ裁判不服

敷金取戻ノ詫訟 東京裁判所ノ裁判不服

扣訴審判如左

東京控訴院

扣訴被告於テ明治八年十一月中扣訴原告所有ノ家屋借受タル手続ハ敷金トシテ金立捨田ヲ預ケ置家賃ハ一ヶ月金立四完拂フヘキ約定ニテ原告ヨリ右敷金ノ預リ証書ヲ取置タリ其砌被告ヨリハ原告名完ノ借家証ヲ差入レ置タレモ明治八年十一月下旬ヨリ九年二月上旬迄ニ悉皆右家賃ヲ完済シ家屋明渡シタル際訟借家証ハ原告ヨリ取戻レタル旨申立ルト虽引合人岡田直吉ノ証言ニ因レハ原告陳述ノ如ク一ヶ月廿五円ノ借賃ナリト認メサル可ラス又被告力家屋明渡ノ際其敷金ノ相殺ヲ蒙サヌシテ特

リ借債ノミヲ完済スヘキ理アランヤ若
シ明治八年十一月十二月及明治九年一
月ニ於テ其月々借貸ヲ拂フタルモノト
セハ當時未タ借家証取底以前、係ル筋
ナルヲ以テ必スヤ原告ノ受領証ヲ取置
クヘキ筈ナ列然ル、其受領証モ所持ナ
キヲ見レハ之レヲ前段ニ参照シ被告ハ
右借貸ヲ完済セサリシモノト認メサル
ヘカラス而シテ直吉ノ証言ニ依レハ原
告申立ノ如ク借家証ハ被告ニ差戻シタ
ルニアラスシテ直吉カ預リ中明治十二
年三月ノ大災、焼失セシモノト認メサ
ルヘカラス如此事実ヲ認ムルニ付被告

ハ原告カ反対ノ請求ニ応シ本按敷金ト
家屋ノ借貸ト相殺シ其残額ヲ受授スヘ
キモノト相心満訴訟入費ハ被告ヨリ原
告ヘ償却スヘン

東京上等裁判所
明治廿年八月廿七日
判事 西鴻
判事 松田道夫
鑑訥